平成２３年（フ）第１６０８号
横浜市瀬谷区二ツ橋町78番地19
債務者　一川　　登
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種村　　求
4　破産債権の届出期間　平成23年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月26日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５８５号
横浜市神奈川区菅田町488番地　西菅田団地２街区６号棟202号室
債務者　村田　律子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三枝　重人
4　破産債権の届出期間　平成23年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月27日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５５号
長崎県佐世保市小佐々町黒石３番地44、旧住所長崎県佐世保市大潟町289番地49
債務者　村上　照子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　久典
4　破産債権の届出期間　平成23年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
長崎県佐世保市日宇町2810番地41
債務者　藤永　研二
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高尾　　徹
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月７日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３３３号
新潟市東区江南３丁目９番地４　ファミールコジマ102号
債務者　平松敬太郎
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　　裕
4　破産債権の届出期間　平成23年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月21日午後１時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６９９号
広島市中区舟入南５丁目４番２―106号
債務者　壽山　　純
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　耕平
4　破産債権の届出期間　平成23年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９号
鳥取県八頭郡若桜町大字高野523番地
債務者　川上　　勇
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人やわらぎ
4　破産債権の届出期間　平成23年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月27日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６６号
宮崎県児湯郡川南町大字平田450番地１
債務者　坂本　千波
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町元　真也
4　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月21日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６７号
宮崎県児湯郡川南町大字平田450番地１
債務者　坂本　奈代
法定代理人親権者　母　坂本　千波
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町元　真也
4　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月21日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２７７号
新潟市西蒲区[illegible]221番地１　第２高橋アパート103号、前住所新潟市西蒲区[illegible]140番地２
債務者　大村　一義
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０６号
北海道北斗市追分１丁目８番26号
債務者　寺田　美保（旧姓田野澤）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２５３号
函館市昭和２丁目44番３号
債務者　池田　政英
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２５８号
北海道北斗市中野通１丁目９番１―306号
債務者　西村　孝志
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４９号
秋田県湯沢市下関字下本内28番地
債務者　佐藤　平吉
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
秋田地方裁判所横手支部